

議案第92号

瀬戸内市玉津体育館条例の一部を改正することについて

瀬戸内市玉津体育館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市玉津体育館条例の一部を改正する条例

瀬戸内市玉津体育館条例（平成25年瀬戸内市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（利用許可の取消し等）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) その利用が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたものであるとき。
- (2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 災害その他不可抗力により体育館の運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定により利用を停止され、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定を適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。  
第12条第4項中「第11条」を「前条」に改める。

別表中「

備考	1 1時間に満たない時間は、1時間とする。 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。
----	--

」を「

備考	1 1時間に満たない時間は、1時間とする。 2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。 3 営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。
----	---

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用許可をした同日以降の使用料については、なお従前の例による。

瀬戸内市玉津体育館条例(平成25年瀬戸内市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会は、特に必要と認めるときは、第7条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により許可を取り消され、又は施設等の利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第9条及び<u>第11条</u>の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>その利用が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>第7条第2項に規定する条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(4) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(5) <u>災害その他不可抗力により体育館の運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほかに、教育委員会において管理上必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用を停止され、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を現状に回復しなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項の規定に適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第9条及び<u>前条</u>の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」</p>

と読み替えるものとする。

別表(第10条関係)

体育館使用料

区分		市内在住者又は市内在勤 (学)者		その他の者
		高校生以下	一般	一般(高校生以下を含む。)
全面	1時間当たり	円 200	円 400	円 800
備考		1 1時間に満たない時間は、1時間とする。		
		2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。		

と読み替えるものとする。

別表(第10条関係)

体育館使用料

区分		市内在住者又は市内在勤 (学)者		その他の者
		高校生以下	一般	一般(高校生以下を含む。)
全面	1時間当たり	円 200	円 400	円 800
備考		1 1時間に満たない時間は、1時間とする。		
		2 利用時間は、準備及び後始末を含んだ時間とする。		
		3 営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2 <u>を乗じて得た金額とする。</u>		

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市玉津体育館条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市玉津体育館条例施行規則（平成 25 年瀬戸内市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用の目的	
利用予定人数	人

」を

「

利用の目的	
利用区分	1 通常 2 営 利
利用予定人数	人

」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市玉津体育館条例施行規則(平成25年瀬戸内市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後										
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="176 448 1095 547"> <tr> <td data-bbox="176 448 624 496">利用の目的</td> <td data-bbox="624 448 1095 496"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 496 624 547">利用予定人数</td> <td data-bbox="624 496 1095 547">人</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	利用の目的		利用予定人数	人	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1140 448 2054 592"> <tr> <td data-bbox="1140 448 1715 496">利用の目的</td> <td data-bbox="1715 448 2054 496"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 496 1715 544">利用区分</td> <td data-bbox="1715 496 2054 544">1 通常 2 営利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 544 1715 592">利用予定人数</td> <td data-bbox="1715 544 2054 592">人</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	利用の目的		利用区分	1 通常 2 営利	利用予定人数	人
利用の目的											
利用予定人数	人										
利用の目的											
利用区分	1 通常 2 営利										
利用予定人数	人										